

○副議長（外崎浩子君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑、質問を継続いたします。二十四番三浦一敏君。

〔二十四番 三浦一敏君登壇〕

○二十四番（三浦一敏君） 日本共産党宮城県会議員団の三浦一敏です。ただいまから一般質問を行います。

第一は、コロナ対応と東京五輪問題です。

今年になって全国的には緊急事態宣言が百二十九日間、宮城県も三月十八日から県独自の宣言など六月十四日まで八十九日間も発令され、外出自粛、各種イベント中止、外では酒は飲めないなど、国民の自由が制限されストレスが長期にたった状態です。それでも県民は国や県の要請に極力従ってきました。そして、度重なる時短要請で一番苦しんでいるのが飲食業者です。石巻市の飲み屋街「小柳町」のスナックの方から話を聞きました。「週半分はゼロ。とてもやっていけない」。また、時短が解除となった仙台市青葉区の居酒屋さんからは、「二年前の五月と比べ十五分の一の売上げ。消費税も滞納している。徳政令が欲しいところだ。」と言います。こんなしんどい状態をいつまで続ければコロナが収まるのか。鬱積と不満が渦巻いています。国に二回目の持続化給付金を要請するとともに、県として給付金の思い切った手だてが必要ではないか伺います。

東京都医師会の尾崎治夫会長は、検査体制の強化、病床確保と補償の拡充、ワクチンの加速の三点セットを強調しています。菅首相も村井知事もワクチン接種が全てだと言いますが、いわゆる野球でいう一本足打法に過大な期待を寄せることは危険です。十九日の全国知事会でも話題になった第五波を阻止するためにどういう対策が必要か、知事の認識をお聞きします。

私ども党県議団のコロナ対策として申し入れていたことですが、PCR検査体制を徹底的に拡大し、感染源を明らかにして封じ込めなければなりません。感染リスクが高い場所にどんどん検査を実施する前向きな感染拡大防止対策が求められています。県も感染再拡大に備えた検査体制の拡充を打ち出していますが、国事業のモニタリングの検査の大幅拡大、高齢者施設の職員などに対する頻回検査の継続と対象拡充、飲食店従業員に対する検査も、仙台市以外にも広げるなどの手だてをとるべきと思いますが、いか

がでしようか。

この六月から東北大学との連携による変異株の遺伝子解析を実施しているとのことですが、実施率はどのくらい伺います。この際、県として実施率一〇〇%にする必要があると思いますが、いかがでしようか。

さて、東京五輪の開催が七月二十三日と迫ってまいりました。コロナが収束しない中で国民の不安が募ります。無観客が望ましいと専門家から提言されても、観客上限は一人まで緩和して完全に無視。法政大学名誉教授の五十嵐氏は「密を回避せよ。人流を抑制せよ。」と飲食店に制約しながら、特別扱いの五輪は収容人数を増やす。カネのための五輪、内閣支持率アップのための五輪、総選挙勝利のための五輪強行であると指摘します。五輪によって、東京が変異株の国内外の発信地にならないのか。東京から新幹線で一時間半の百万都市仙台や県内は一体大丈夫なのか誠に心配であります。国民の不安が急拡大し、大きなリスクが伴う中で開催していいのかどうか、サッカーの試合が十試合開かれる宮城県の知事として、五輪・パラリンピックは中止し、コロナ対策に集中するよう国に進言すべきです。いかがでしようか。

第二は、今議会の焦点、みやぎ型管理運営方式について伺います。

水道法には、清浄にして豊富低廉な水の供給を図り、もつて公衆衛生の向上と生活環境の改善とに寄与することとあり、だからこそ自治体の責任で事業が運営されてきました。ところが、この水道法が改悪され、宮城県では全国に先駆け上下水道九事業を一体にコンセッション方式で民間企業に運営権を売り渡そうとしています。しかも二十年間の長期間です。コンセッションをスマホで調べると、特権・利権を意味すると訳されます。そうなんです。つまり、特定企業に特権を与え、その企業に特別の利権をもたらすことがコンセッションの正体です。今回上程されている議案が通れば、議会の審議もチェックも基本的にはなくなるということではありませんか。五年ごとの料金改定を除けば、ほとんど議会は関与できない。また、県の監査対象からも外れてしまう。そして、このSPC特別目的会社と実際に工事をする事業者との関係は民々契約でありますから、情報公開の保障もなければ議会の審議も及ばない。住民も分からない。これは本当に恐ろしい仕組みではありませんか。県はこれまで部分的に業務委託してきたから、その延長にすぎないと説明しますが、全く性格が違う別次元の話であると思いますが、

知事、お答えください。

企業局が直接契約するのは、ヴェオリア社が加わったメタウォーターグループのSPC、特別目的会社であります。SPCとは、資産を取得し投資家に配当する業務のみを目的とする会社なのです。この二十年間で少なくとも九十二億円の利益を株主へ配当することが目的の会社です。二十年たてば解散する会社です。しかし、二十年間の既得権益を逃したくないので、施設の運転業務と維持管理を行う新OM会社をつくり、未来永劫宮城県内で利益を上げようとしています。OM会社の経営権は世界一の水メジャーのヴェオリアが握っています。ちなみに、SPCは社員四十四名、OM会社は二百二十五人でスタートするそうです。実働部隊がOM会社です。SPCは隠れみのであり、OM会社はブラックボックスになるのではないかと、明確にお答えください。

先日、岸田議員はOM会社の株式持分という大事な情報が議会に提出されず、求めてようやく出てきた問題を取り上げました。ほかにもそういう事例があります。運営権設定議案が出されているにもかかわらず、県が二十年間集金した料金収入から何割をSPCに払うのか。県とSPCの持分割合とその収受額合計が六月八日の会派議案説明でも示されず、私どもから求められてようやく十一日に示されました。この九事業別の運営権者の収受額は、SPCとの実施契約書にも書き込まれるべき大事な大事な資料です。議案審査の根幹に関わる資料が求めてようやく出てくるという議会軽視、県民不在の進め方でいいと思っっているのか伺います。

また、SPCが県から受け取る収受額とSPCの提案事業費総額が一致しませんがなぜでしょうか。分かりやすくお答えください。

実施契約書に記入される事項で県民や議会が知っておくべき事項が十四文書も空白のままです。SPCへ払う収受額合計千二百七十五億九千万円の構成項目ごとの内訳や、流域下水道四事業の改築費用の上限額や改築する対象範囲、それに要する費用を盛り込む実施基本協定、年度実施協定など、いずれも議案審査の大事な基本的文書が空白のままです。これでは肝腎なところが議会や県民も分からないまま、議会で審議せずに通過してしまふことになります。そんなことは県民の負託を受けた県議会として認めるわけにはいきません。直ちに検討資料を議会に示し説明することを求めます。それができないなら運営権設定議案は今議会から取り下げるべきです。伺います。

また、実施契約書にはSPCが提案した事業費削減額二百八十七億円の記述がどこにもありません。二〇二〇年七月に市民団体が出した公開質問状への回答にも、提案内容を盛り込んだ契約を締結することからコスト削減は間違いなく実現するとあります。経費削減額は契約書のどこに書いてあるのか伺います。

現在、九事業の現場で宮城県下水道公社をはじめ民間会社の二百六十六人が指定管理や委託で働き、三十年にわたって技術を磨き、これまでの安心安全な水質や事業のためには本当に努力してくださいました。それが来年三月には、これらの二百六十六人全員が県との契約が切れ、いなくなります。高い技術力、蓄積された経験値は現場からなくなり、全く新しいOM会社が四月から運転や維持管理業務を行うこととなります。明らかな技術力の後退になるのではないかと、伺います。

働く人々からは失業の不安でモチベーションが保てないなど、職場の環境悪化を心配する声や雇用継続の要望が出されています。OM会社では七十五名をこれまでの指定管理者や委託業者から採用する計画だと伺っていますが、僅か三割です。これまでの県の施設で働いてきた人たちの雇用、生活の安定に県は社会的、道義的責任があると思えますがどのように考えていますか、伺います。

知事は、コンセッションにすれば水道の経費を減らせる。水道料金の上昇を抑えられと強調し、公共であればできないことを民間はできると言い、現行体制と比べて人件費を百六十七億円、三割以上削減しようとしています。事業開始時にはOM会社は二百二十五人体制だそうです。七年後には約二割の削減計画です。これだけの人件費カット、人員削減で安全安心な水質、事業をいかなるときでも保つことができるのでしょうか、所見をお聞きます。

昨年十二月に実施契約書等が突然変更され、カビ臭発生などの突発的事象についても県が費用負担することや、ライセンス料を伴う知的財産権対象技術の使用にも、事業終了後も無期限で県が料金を支払うことなどが加わりました。結局、民間事業者側のリスクは軽減され、県の負担が大きくなりました。県職員も減らしSPCが開催する勉強会に県職員を参加させ、技術力を保つ計画になっていますが、これでは唯々諾々と民間企業の言いなりになるのではありませんか。違いますか、伺います。

将来の水道事業を心配してのことではありません。採用から漏れたJFEグループの担当者が地元新聞で、三分野の受託は魅力的と述べています。つまり、この三分野は大変企業にとっては絶好のチャンスと見ていた証左であります。一方、県民にとっては取り返しのつかない心配と不安だらけのコンセッションです。知事が日本で初めてと意気込み、復興の一丁目一番地に掲げた水産特区は今はどうでしょうか。事実上失敗に終わっていると思います。今度は宮城県民を巻き込み日本初の実験台にして、みやぎ型と銘打って、命の水、健康と環境を守るために欠かせない衛生施設である上下水道を企業が参入しやすいコンセッション方式に民営化するというのが、本当にこれが県民のためと言えるのか、伺います。

第三に、福島原発汚染処理水の海洋放出と女川原発再稼働についてです。

去る四月十三日、政府は汚染処理水の海洋放出を決定。知事は当初、風評被害が心配だが、私が発言しても何も変わらないと無責任な姿勢でした。しかし、農林水産関係者や県民からの批判が高まり、各界の意見をまとめる官民の処理水の取扱いに関する宮城県連携会議を立ち上げ、出された意見を近々国に伝えると言います。どういう立場で伝えるのでしょうか。県内の各自治体からも意見書が出され、石巻市議会でも海洋放出断固反対の意見書が採択されました。私は海洋放出以外の別の道を真剣に検討すべきと思います。知事として改めて汚染処理水の海洋放出について、政府や東電にはつきり反対と言わなければならないかと思いますが、いかがでしょうか。

次に伺いたいのは女川原発避難計画の問題です。

五月二十八日、石巻の住民らが東北電力を相手取って、広域避難計画の実効性を問う再稼働差止め訴訟を起こしました。半径三十キロメートル圏内の石巻市など七市町、二十万人が県内三十一市町村へ速やかに避難することは到底無理です。また、大量のバスと運転手の確保、渋滞、トイレ対策、コロナや地震のような複合災害のときの移動など山ほどの困難があります。そもそも原発大事故の多くは地震・津波などの複合災害によつて発生します。だから一刻も早く遠くへ逃げなければなりません。ところが、国と県が策定した避難計画は自宅待機を基本にしていますから、実態と合いません。これはつくり直さなければ駄目じゃないでしょうか、お答えください。

ところで、女川原発再稼働をめぐる国はその地ならしのために延べ二十七回宮城

県に足を運んでいます。特に資源エネルギー庁などの担当者が、令和元年十一月から令和二年二月までに十一回も集中して来ています。その内容について担当課長から聞いたところ、「記録はとっていない。手帳のメモで確認した。」とのことでした。これは大変な驚きです。国とどういう打合せをしたのか一切分からないでは、今後検証もできないではないか。なぜ記録をとらなかったのか。このような公文書管理は行政として問題ではないか、伺います。

第四に、環境破壊、住民無視の再エネ事業の問題点についてであります。

再生可能エネルギー促進のための固定価格買取制度であるFIT制度が始まった二〇一二年以降、県内ではメガソーラーや巨大風力が急増し、楽天命パーク宮城の約千個に匹敵する森林が宮城県で失われつつあります。二〇一八年度に見直した宮城県の地球温暖化対策実行計画には、CO₂の削減は地産地消、地域主導に徹底的にこだわると、大変いいことを言っております。知事は県外資本や外資によって森林が壊されている現状に対し危機感はあるのでしょうか。知事の認識が非常に重要ですので、ぜひ知事自身の言葉で回答をください。

今、地球温暖化防止と森林が持つ多面的な公益機能を守る上で焦眉の問題について、以下三つの具体例を示しながら規制の方向性を伺います。

まずは、丸森耕野地区のメガソーラー計画の問題についてです。丸森町では二〇一九年十月の東日本台風で全国最多の犠牲者を出しました。今回この質問をするに当たり、改めて現地を調査し反対期成同盟会の方々からもリアルな話を聞くことができました。広葉樹など大変すばらしい耕野地区の二つの事業区域を合計すると、森林百十五ヘクタール、出力五万五千七キロワット、何と太陽光パネル十一万八千枚という巨大なものです。土砂崩れが多発する耕野地区によくぞ進出する計画を立てたものと驚きました。便宜的に仙南プロジェクトと丸森プロジェクトに事業を分け、アセス逃れをするという悪質な手法です。事業統括は株式会社ライズアップという千葉県の子会社です。そして用地交渉や説明会を全て取り仕切ったのが株式会社HK-ONEというところですが、その人物が贈賄事件で逮捕されました。改正FIT法では法令遵守が事業認定の要件とされており、事業認定取消しも可能なケースです。知事、この一点だけでも一発アウトで、この丸森町耕野のメガソーラー計画は即認定が取り消されてしかるべきです。宮城県と

して経済産業省にFIT認定を取り消すように言うべきではありませんか、伺います。

現地の住民運動を背景に国会でもアクセス逃れの問題や事業者の適格性等について問題視され、政府や丸森町の認識も大きく変わってまいりました。丸森町議会は、知事宛てにメガソーラーを規制してほしい旨の意見書を全会一致で採択しました。そこには、既に林地開発許可の答申が出されてしまった仙南プロジェクトに対する不服申立てが含まれています。住民からは、事業者が知事の印鑑がつかれた林地開発許可を錦の御旗に掲げ、町の規制条例や県民対話を蹴散らす傍若無人な姿勢であることが語られています。知事、基礎自治体の意向さえも踏みにじり、林地開発許可を粛々と出す宮城県姿勢は現地にとっては迷惑千万なのです。法の趣旨を踏まえ、森林法四つの要件による厳格な審査を改めて行い、不許可にすることを強く求めるものですが、いかがでしょうか。

二点目は、最近特に各地に進出する風力発電についてであります。

大崎市鳴子、加美町、色麻町、山形県の最上や尾花沢までの奥羽山脈尾根筋、広大な敷地に一基の高さ約二百メートル、三千から四千キロワット級の風力発電機を七事業所合わせ百八十九基も設置するという国内最大級の巨大風力発電計画が進行中です。また、県内各地もそうですが、石巻・女川間の山林にもオリックスが十三基、日立系も京ヶ森から雄勝峠にかけて十五基が計画中です。野放しでは困ります。風力発電の環境問題についてどのように考えているかお答えください。

三点目は、私の地元石巻市須江の液体バイオ火力発電事業についてです。

関係者は大変な不安にさらされています。石巻市議会でも、この県議会でも、皆様方の御理解を得て全会派賛成で請願が採択されているところです。株式会社G—Bio側は環境アクセスの準備書を提出し、四月二十七日、河南遊楽館で住民説明会を開きました。参加者が次々と問題点を指摘し、中には涙ながらになぜこの住宅地に建設しなければならないのかとただしました。会社側は「土地が確保できたから。」と平然と述べ、どうしたら計画を断念してくれるのかとの声に対して、会社代表は「国や知事から建設をやめろと言われればやめるけど、言われていない。」と開き直っているんです。知事自ら住民合意のない発電所建設は撤回、断念すべきだということを会社側に直接忠告すべきですが、いかがでしょうか。

められています。県土の六割を占める森林の乱開発から県民の命と暮らし、環境を守るには、山梨県がこの六月議会で県内八割の地域を規制区域にして、そこでは十キロワット以上の太陽光発電施設の新設を原則禁止する日本一厳しい条例を決める予定ですが、このような環境保全への強い決意を宮城県も内外に示す必要があります。知事いかがでしょうか。

自然や地域と調和し、住民合意で進める再生可能エネルギーへの転換が必要です。知事においては自然破壊を許さない毅然とした対応を求め、とりあえず壇上からの質問とします。

御清聴ありがとうございました。

○副議長（外崎浩子君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 三浦一敏議員の一般質問にお答えいたします。大綱四点ございました。

まず大綱一点目、コロナ対応と東京五輪問題についての御質問にお答えいたします。初めに、第五波阻止に向けた必要な対策についてのお尋ねにお答えいたします。

さきの全国知事会では、感染再拡大による第五波の阻止に向け、国民への強いメッセージの発出や変異株に対応した検査体制等の充実、事業者支援、雇用対策、ワクチン接種の円滑な実施などについて財政措置も含め国に対する緊急提言を行ったところであります。我が県においても引き続き県民に対し基本的感染対策の徹底等を要請するとともに、感染拡大の予兆を探知するため、高齢者施設や飲食店の従業者等を対象とした検査などに取り組んでおります。また、飲食店における第三者認証制度の運用やワクチン接種の加速化に向けた大規模接種センターの運営などの対策を鋭意進めるとともに、仮に感染拡大が確認された場合は、ちゅうちよなく時短要請なども含めた強い措置に移行することとしております。こうしたリバウンド防止に向けた対策を着実かつ複合的に講じていくことで、県内における第五波の発生を抑制してまいりたいと考えております。

次に、東京オリンピック・パラリンピック競技大会は中止し、感染症対策に専念するよう国に進言すべきとの御質問にお答えいたします。

及びIPCの五者協議において、課題となっていた観客数等の方針が示され、安全安心な大会の開催に向けた準備を進めることが確認されたところであり、今大会における新型コロナウイルス感染症の対策として、海外から入国する選手、関係者については入国九十六時間前の二回の検査や、入国、検疫検査等の水際対策に加え、入国後はスクリーニング検査や国内での行動制限など、徹底した感染防止対策を実施する予定となっております。更に、観客に対しても行動ルールを示したガイドラインを策定し、感染防止対策の徹底や応援ルールの遵守、感染後の直帰などをお願いしているところであり、ます。県といたしましては、今後の感染動向を注視しつつ、県民の安全安心の確保に向け、国や大会組織委員会に対し国内の感染状況を踏まえた有効な感染対策の実施について引き続き要請してまいります。

次に、大綱二点目、上地下水みやぎ型管理運営方式についての御質問のうち、水道事業の民営化は県民のためと言えるのかとお尋ねにお答えいたします。

水道事業は急激な人口減少等により水需要の減少が予測される一方、老朽化する施設の更新費用の増大が見込まれるなど、今後ますます厳しくなることが予想されており、経営基盤の強化を図ることが全国の水道事業者の喫緊の課題となっております。みやぎ型管理運営方式は水道事業の民営化ではなく、改正水道法の成立により可能となった、県が水道事業者として最終責任を担いながら、民間の経営ノウハウや技術力を最大限活用して、コストの最適化等により経営基盤の強化を図る官民連携事業であります。県といたしましては、みやぎ型管理運営方式の導入により、県民に対し安心安全で安定的に水道サービスを提供するとともに、我が県のみならず厳しい経営環境にある全国の水道事業者における新しいモデルとなるよう令和四年四月の事業開始に向け鋭意取り組んでまいります。

次に、大綱三点目、汚染処理水の海洋放出と女川原発避難計画についての御質問のうち、海洋放出反対の立場を表明すべきとお尋ねにお答えいたします。

東京電力福島第一原子力発電所の廃炉・汚染水・処理水対策は、原子力政策を推進する国と、事故を起こした東京電力において責任を持って対応していくべきものであると認識しております。このたびの処理水の海洋放出方針についても、関係する国民の皆様への思いを国においてしっかりと酌み取り、判断すべきと考えております。一方で、現

段階においては国民の理解が十分に得られているとは言えないことから、方針の発表を受け、私から国に対し海洋放出以外の処分方法も継続して検討するよう求めた上で、国民、国際社会の理解醸成などを緊急要望したところでもあります。今後とも連携会議を通じて県内の関係団体から御意見をいただき、国と東京電力に対し継続して必要な申入れをしてまいります。

次に、大綱四点目、環境破壊、住民無視の再エネ事業の問題点についての御質問のうち、メガソーラーなどの増加に伴う危機意識についてのお尋ねにお答えいたします。

森林は地球温暖化の原因となる二酸化炭素の吸収源であるほか、水源の涵養や県土の保全など県民の生活に欠かすことができない多面的機能を有しております。このため、これらの機能が発揮されるよう森林を適切に整備し、保全していくことが重要であると認識しております。その一方で、再生可能エネルギーは資源の乏しい我が国において貴重な国産エネルギーであることに加え、脱炭素社会の実現に向けた大きな柱の一つであるため、県といたしましては、環境や地域との調和を十分に図りながら導入していく必要があるものと考えております。

私からは、以上でございます。

○副議長（外崎浩子君） 公営企業管理者櫻井雅之君。

〔公営企業管理者 櫻井雅之君登壇〕

○公営企業管理者（櫻井雅之君） 大綱二点目、上工下水みやぎ型管理運営方式についての御質問のうち、今回の運営権設定は議会等の関与が及ばない従来とは異なる仕組みではないかとお尋ねにお答えいたします。

みやぎ型管理運営方式は、上工下水三事業一体化によるスケールメリットや民の力を最大限活用することにより、水道料金の抑制や経営基盤の強化を図る水道分野における全国初のコンセッション事業であります。このため運営権者の予算や決算については企業局の予算から切り離されますが、水道事業は県民生活を支える重要な社会資本であるため、本定例会において議会への報告を義務づける条例の改正を提案しているところであり、県としては県民の代表である議会に対する説明責任を果たしながら透明性のある事業運営に取り組んでまいります。

次に、OM会社設立の意図についての御質問にお答えいたします。

豊富な実績や高度な技術力を有する優先交渉権者により地域人材を活用した水事業会社が県内に設立されることは、将来に向けた人材育成など、県のみならず市町村にとっても有益であると考えております。また、OM会社はSPCの委託を受け水質管理や運転管理等を担う重要な会社であることから、業務の運営状況や結果のほか、財務諸表や財務指標といった経営状況についてもモニタリング計画に位置づけ、SPCを通じて県が確実かつ継続的に監視できる仕組みとしております。なお、現在国内には多くの水処理会社があり、今後互いに競争して実績を積み重ねていくことから、SPCの解散後もOM会社が利益を独占するとは考えておりません。

次に、県議会に対する情報提供とSPCの収受額についての御質問にお答えいたします。

県では今年三月の優先交渉権者の選定後、議会に対して、応募のあった全企業グループの提案概要や優先交渉権者の提案内容等について速やかに議会に報告するよう努めてきたところであります。運営権者収受額については、優先交渉権者が提案した事業費総額から県が資金調達する下水道事業の改築更新費と、運営権者が更新した設備の残存価値を控除したものとなることから、収受額と事業費総額は一致しないものであります。県といたしましては、引き続き県民の代表である議会に対して丁寧な説明を行い、一層の透明性確保を図ってまいります。

次に、実施契約書で不明な部分が説明できないのであれば、運営権設定の議案は取り下げるべきとの御質問にお答えいたします。

みやぎ型管理運営方式の実施にあたっては透明性の確保が重要であるため、導入可能性調査の報告から積極的に情報公開を行ってきたところであります。厚生労働省の認可後に締結する実施契約書については、運営権者の収受額や費目別の内訳など県と優先交渉権者双方で確認が必要な項目について、現在明記されておりませんが、確認後速やかに議会に報告してまいります。県といたしましては、引き続き丁寧な説明に努めながら、来年四月の事業開始に向けて着実に手続を進めてまいります。

次に、事業費削減提案額の実施契約書への記載についての御質問にお答えいたします。

みやぎ型管理運営方式における事業費削減額が記載されている優先交渉権者の提案

書は、募集要項や要求水準書及び実施契約書とともに、契約の一部を構成するものであります。なお、実施契約書には事業費削減額を考慮した運営権者収受額が記載されることとなっております。

次に、現在の指定管理者等の社員が離職すれば技術力の後退につながるのではないかと御質問にお答えいたします。

みやぎ型管理運営方式における事業者の公募にあたっては、現在、指定管理者等の公募と同様、浄水場と下水処理場における運転管理業務の実績を参加資格要件としており、SPCの構成員であるメタウォーター及びヴェオリア・ジェネッツは、全国的に豊富な実績を持ち、十分な技術力があることを確認しております。なお、現在の指定管理者等には運営権者に対する引継ぎ義務を課しており、浄水場等における固有のノウハウの継承も可能と考えております。

次に、指定管理者等の従事者の雇用等についての御質問にお答えいたします。

現在、浄水場や下水処理場において運転管理等に携わる従事者には、生活の基盤を県内に置いている方も多く、今後の会社との雇用契約やその条件について不安を感じている方もいることは承知しております。昨日も、現在の指定管理者等の労働団体から宮城県在住者の既存雇用維持と生活保全を求める要請をいただいたところでもあります。県としては、民間の雇用契約であることから県が直接関与できる立場にはありませんが、これら従事者の方々の意向について指定管理者等に伝えてまいります。

次に、人件費等を削減する計画で安全安心な水質や事業運営が確保できるのかとの御質問にお答えいたします。

優先交渉権者の提案における人件費の削減については、統合型の運転監視機器の導入や、上下水道施設の一体的な保守管理による人員配置の最適化など、事業の効率化によって実現しようとするものであります。これらの提案は、PFI検討委員会における技術ワーキンググループにおいて、提案金額だけでなく、確実性や実現性の観点からもしっかりと議論され適正性を評価されたものであり、県としては運営権者の業務のモニタリングを確実に実施することにより、安心安全で安定的な水道サービスの提供に努めてまいります。

次に、県職員の技術力についての御質問にお答えいたします。

県では職員の専門的な技術や経験の維持・蓄積が重要であると認識しており、これまでも様々な研修の実施や技術マニユアルの整備など、職員の技術継承に努めてまいりました。優先交渉権者の提案では、統合型の運転監視システムなど新技術の導入を計画していることから、一昨年五月に連携協定を締結した東京都水道局が開催する高度技術研修等外部の専門研修へも参加するなど、引き続き職員の技術力の維持・向上を図ることとしております。県といたしましては、今後とも職員の技術力を高めることで運営権者の業務内容をしつかりと監視することにより、これまでどおり水道事業者としての責任を果たしてまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（外崎浩子君） 復興・危機管理部長佐藤達哉君。

〔復興・危機管理部長 佐藤達哉君登壇〕

○復興・危機管理部長（佐藤達哉君） 大綱三点目、汚染処理水の海洋放出と女川原発避難計画についての御質問のうち、屋内退避を基本とする現行の避難計画は見直すべきとお尋ねにお答えいたします。

原子力災害時におけるUPZ内の住民の屋内退避は、国際的な基準を踏まえて策定された国の原子力災害対策指針等を受け、放射性プルーム通過時の被曝の影響を低減するための基本的な行動として避難計画において定められております。また、避難計画では自然災害等との複合災害時における住民避難において人命の安全確保を優先する観点から、家屋倒壊や大津波警報の発令等で自宅での退避が困難な場合には、一時的に指定避難所等に屋内退避することと定めております。こうしたことから、現行の避難計画を基本としながら市町と協議を進め、原子力防災対策の継続的な充実強化を図ってまいりたいと考えております。県といたしましては、毎年実施する原子力防災訓練を通じて住民の皆様が屋内退避や段階的避難を実践していただくとともに、普及啓発パンフレットの配布やホームページでの啓発用動画の公開などを行い、避難計画に基づいた行動につなげてまいります。

次に、再稼働に係る国との打合せ記録についての御質問にお答えいたします。

県庁には、国の機関から就任挨拶をはじめ各種報告や情報交換など様々な用件で訪問があります。エネルギー政策に関わる国の機関の職員もこれまで来庁しておりますが、

相手からの訪問で軽易な用件の場合等については、記録を作成しないことはございます。県の行政文書管理規則においては、所掌事務の処理に当たって、軽易なものを除き、行政文書を作成しなければならないとされておりますことから、今後ともこうした方針に基づき適正な文書管理に努めてまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（外崎浩子君） 環境生活部長鈴木秀人君。

〔環境生活部長 鈴木秀人君登壇〕

○環境生活部長（鈴木秀人君） 大綱四点目、環境破壊、住民無視の再エネ事業の問題点についての御質問のうち、事業認定の取消しについてのお尋ねにお答えいたします。

再生可能エネルギー特別措置法、いわゆるFIT法では、関係法令の遵守が事業認定の基準として定められており、認定事業者がこれに違反した場合は国が指導や改善命令を行うほか、必要に応じて認定の取消しを行うことができます。丸森町耕野地区のメガソーラー事業については、国会においても議論されるなど国も承知していることから、国において適切に対応するものと認識しております。

次に、林地開発許可申請の厳格な審査と不許可についての御質問にお答えいたします。

林地開発許可申請が不許可となるのは、森林法に定める許可基準に適合しない場合であり、その際でも許可基準に適合した内容で再度申請が行われれば、県は許可することとなっております。御指摘のありました丸森町耕野地区の太陽光発電事業については、国からの通知による詳細な基準に照らして厳正に審査しているところです。

次に、風力発電による環境問題に係る認識についての御質問にお答えいたします。

風力発電を含む再生可能エネルギーについては、二〇五〇年カーボンニュートラルの実現に向けて更なる導入が求められておりますが、その導入に当たっては関係法令を遵守し、環境の保全や地域との共生に配慮しながら進めることが重要であると認識しております。なお、環境影響評価法に基づく手続の対象となっている風力発電事業については、環境保全の見地からよりよい事業計画になるよう経済産業省を通じて引き続き事業者に求めてまいります。

次に、石巻市須江地区における発電所建設についての御質問にお答えいたします。

環境影響評価制度は事業の可否を問うものではなく、環境により配慮した事業計画をつくり上げていく手続であり、石巻市須江地区のバイオマス発電所についても、県は関係自治体及び住民意見等を勘案し環境保全の見地から意見を発出しております。県といたしましては、更に住民からの意見を聞く場となる公聴会の開催を検討するなど、地域の意見を十分踏まえつつ、環境保全に配慮した事業計画となるよう引き続き事業者に求めてまいります。

次に、太陽光発電事業に関する環境保全への決意についての御質問にお答えいたします。

県では、一定規模以上の太陽光発電設備を設置する事業者に対して、環境影響評価条例に基づき、環境保全の見地からよりよい事業計画とするよう求めています。また、昨年四月に施行した宮城県太陽光発電施設の設置等に関するガイドラインにおいては、事業者に対し関係法令の遵守や事業計画書等の提出を求めるなど、地域との共生に配慮した取組の推進を図っているところです。再生可能エネルギーは脱炭素社会の実現に向けて最大限の導入が求められている一方、森林の適切な整備など環境の保全も重要であると考えております。県といたしましては、今後とも事業者に対し適切な事業の推進を求めるとともに、環境の保全に配慮した取組となるよう努めてまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（外崎浩子君） 保健福祉部長伊藤哲也君。

〔保健福祉部長 伊藤哲也君登壇〕

○保健福祉部長（伊藤哲也君） 大綱一点目、コロナ対応と東京五輪問題についての御質問のうち、検査体制の拡大についてのお尋ねにお答えいたします。

高齢者施設等の重症化リスクの高い箇所や繁華街において重点的に新型コロナウイルス感染症の検査を実施することは、感染拡大防止の観点から重要なものと認識しております。県では今年四月から国と連携し、仙台市中心部、大学・専門学校や企業、大型集客施設等においてモニタリング検査を実施しており、今後も実施団体を拡大することとしております。高齢者施設等の職員を対象とした頻回検査については、今月から通所系事業所にも対象を拡大しており、七月以降の実施について国から実施方針等が示されたことから、高齢者や職員のワクチン接種状況等を確認しながら対応を検討してまいり

ます。また、飲食店従業員を対象とした検査については、今年三月から四月にかけて県が仙台市の中心市街地において実施したところであり、その他地域への拡大に関しては、現在行われている仙台市の検査結果や地域の感染状況等を見極めながら、実施の可否や地域について判断してまいります。

次に、東北大学と連携した変異株のゲノム解析についての御質問にお答えいたします。

新型コロナウイルスの変異株と確認されたものについては、これまで国立感染症研究所に送付しゲノム解析を行ってりましたが、今月一日から東北大学にもゲノム解析を委託しております。解析の状況ですが、先月から今月二十四日までにおける陽性検体四百六件のうち、ゲノム解析を行ったものは百二十四件であります。陽性検体の約三割となっている理由は、国立感染症研究所に提出できる検体に条件があることや、東北大学への委託が開始後間もないことから、件数が少ないためであります。今後、東北大学への委託件数を増やし、実施率をできる限り高めてまいります。

私からは、以上でございます。

○副議長（外崎浩子君） 経済商工観光部長千葉隆政君。

〔経済商工観光部長 千葉隆政君登壇〕

○経済商工観光部長（千葉隆政君） 大綱一点目、コロナ対応と東京五輪問題についての御質問のうち、持続化給付金や県独自の給付金についてのお尋ねにお答えいたします。国の持続化給付金については、再度の実施や要件緩和などを県単独及び全国知事会を通じて要望しているところです。また、県独自の支援としては、時短要請等関連事業者支援金などを事業化するとともに、県の事業者支援市町村事業補助金の活用により、全ての市町村で売上げが減少した事業者への支援が実施されております。今後も国に対し各種支援策の拡充や必要な財源の確保を働きかけていくとともに、感染等の影響や経済活動の状況を踏まえながら、事業者の皆様の経営継続や再起に向けた支援にしっかりと取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長（外崎浩子君） 二十四番三浦一敏君。

○二十四番（三浦一敏君） それでは再質問させていただきます。

まず変異株ですね、約三割になっているということで、全国的には四割ぐらいって
いうことを目指しているようなんだけど、デルタ株やらその他いろいろ出てきている
から、努力しているっていう答弁ではあるけれど、本当は一〇〇%と言いたところな
んだけど、もつともつと高めないと感染が広がる恐れがあるのではないかと。ですので、
この割合をいつ頃までどうするという目安はあるんですか。

○副議長（外崎浩子君） 保健福祉部長伊藤哲也君。

○保健福祉部長（伊藤哲也君） 先ほど約三割と答弁いたしました。現在県では変異株
のスクリーニングについてはほとんど全ての陽性検体について行っておりますけれども、
更にそこから先に進んだゲノム解析については現在三割程度ということでもあります。東
北大学への委託について今月から始めておりますので、現在調整中でありませけれども、
なるべくその件数割合を高めていきたいと考えております。

○副議長（外崎浩子君） 二十四番三浦一敏君。

○二十四番（三浦一敏君） 次に東京五輪の問題についてお聞きいたしますが、開会式、
このまま強行するっていうのは大変な危険性があると心配されるわけです。それで知事
にお聞きしたいんですが、不幸にしてこういう局面になっている。ですから、この国民
の命が危険にさらされている下で東京五輪を開催していいのかどうかと。これはもう全
国的に大きな問題になっていますから、知事はどういうふうに考えているんでしょうか、
この問題について。

○副議長（外崎浩子君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） もちろん最優先は国民の命、安全安心ではありませんけれども、
同時に国際的な大イベントでありますので、できる限り国民みんな気持ちを一つにして
盛り上げていきたいというのも、それも私理解ができるというふうに思っております。
一万人という上限にはしておりますけれども、今後、感染がまた急拡大してというよう
なことがあれば、別の見方、別の考え方をすることとも意思表示されておりますの
で、そこは国が専門家の意見を聞きながら慎重に判断をしていくものというふうに思っ
ております。

○副議長（外崎浩子君） 二十四番三浦一敏君。

○二十四番（三浦一敏君） こういうデリケートな問題ではありますが、知事としても

必要なときにはやっぱり何かしらの発信をする必要があるのかなというふうに思っております。

それで、東京では五輪のための子供の観客動員、これを十四自治体では中止だと。それから未定やなんかも多数になってきているということなんです。宮城の場合サッカーが開かれるんですが、この子供たちの動員要請とかそういうことについてはしないのではないかと思うんですが、どうでしょうか。

○副議長（外崎浩子君） 企画部長志賀真幸君。

○企画部長（志賀真幸君） 本県でも七月二十一日からサッカー競技が開催されますけれども、現在のところは予定どおりの開催をしたいと思います。思っておりますが、今後状況をしながら、組織委員会とも連携しながら安全安心の大会に向けて対策を講じてまいりたいというふうに思っております。子供の動員については、本県の場合は現在のところそういうことは考えてございません。

○副議長（外崎浩子君） 二十四番三浦一敏君。

○二十四番（三浦一敏君） 教育委員会、オリンピック担当にも聞きましたら、そういう動員方式は考えていないということでありましたので、念のため聞きました。

それで、汚染水問題なんですが、知事の今日の発言だとやや前進してる面もあるように見えるんですが、それにしても一番とにかくはつきりしないのが知事の対応なんだね。とにかく漁民から水産関係者からJAから、いろいろ不安でいっぱいなんですよ。そのときに、どうしても放出反対だつていうのを言えないなら、放出は困ると、非常に迷惑だと、そのぐらいは語れるのではないですか、どうですか。

○副議長（外崎浩子君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 当然、歓迎すべきものではないというふうに思います。

○副議長（外崎浩子君） 二十四番三浦一敏君。

○二十四番（三浦一敏君） 時間がなくなるので、肝腎のみやぎ型管理運営方式についていくつもお聞きします。

まず一番肝腎な、ここにございます実施契約書。公営企業管理者もこれは不十分だと、だから今から詰めて四月までには間に合わせるとのことだけど、議案を出していただくということが不十分なままではうまくないのではないですか。条例案の可決は別問

題にしても、議案を出す前提そのものがいっぱい空白があるんですよ。時間がないからいろいろ説明しないけど。こういう不十分なままで議案を出すっていうのは、知事どうですか。

○副議長（外崎浩子君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 今回の運営権設定の議会の議決が通れば、すぐに四月から何もかもスタートできるかというところではありませんで、この後、この議会で可決されたらということですが、その後、厚生労働省のほうに参りまして、厚生労働省のほうで全国初めてということもあってかなり厳しいチェックが入ってまいります。その後、厚生労働省から許可っていうのですかね、許可が出た後にPFI法の第十六条に基づいて運営権を設定し公表、そしてPFI法の第二十二条に基づき実施契約書を締結するという形で順を追って進めていって、来年四月に間に合わせるということになっております。大きな枠組みを決めまして、皆さんにお諮りをして、その後順を追って更に細部を詰めていくということで、通常のいろんな議案と同じような形で皆さんに今回お諮りをしていくということでありまして、この点に対して非常に疑義を共産党の皆さん感じているということは重々承知をしておりますけれども、決して誤った方向に持っていないわけではございませんので、御理解を賜りたいというふうに思います。

○副議長（外崎浩子君） 二十四番三浦一敏君。

○二十四番（三浦一敏君） 知事、これ誤ってんだよ。こういう局面で議案は出しちゃ駄目なの。だって新しい事業を起こすときにこの実施契約書ってのはとても大事でしょう。収支計画だってこちらから、どうですか、ないんですかって言われて出してくれた。その部分は、それ以外は全部空白でしょう。新しい事業を起こすときに契約書は後でやるからということを確認するというのは余りにも都合よ過ぎるんじゃない。

○副議長（外崎浩子君） 公営企業管理者櫻井雅之君。

○公営企業管理者（櫻井雅之君） この一連の提案をするに当たって、我々といましては、いわゆる要求水準書を作り、そして運営権者予定者からは提案書を提出されました。その中で第三者からの審査を通って今の時点に在るということでございます。提案書の中身については約三十ページほどだと思えますけれども、ホームページにアップさせていただいて、その基本的なところはお示ししているというつもりでございます。

ただ、御指摘のとおり、これから詰めるべき内容もあるというふうに認識をしているところでございます。我々としては、我々の要求水準書、そして彼らの提案書に沿った形で、そしてまた厚生労働省の審査を経て、具体的な中身についても練り上げていきたいというふうに思っております。ぜひ御理解いただければと思います。

○副議長（外崎浩子君） 二十四番三浦一敏君。

○二十四番（三浦一敏君） 国のほうは関係ないよ。ここまで国が言ってるわけじゃないんだから。管理者、十四文書これ空白なんだけど、主なものをちよつと説明してもらえる、空白になっているのはどういうものか。

○副議長（外崎浩子君） 公営企業管理者櫻井雅之君。

○公営企業管理者（櫻井雅之君） 実施契約書のほうでございますけれども、運営権者の収受額につきましては先ほどお示ししたとおりの内容でございました。それに対するまだ決めきってないのは費目ごとの、それから月別の項目、こういったことをこれから詰めていくという内容でございます。また、そのほかの十四文書の中には、運営権者のBCPの計画、こういったものもございます。これらにつきましては基本的な考え方については提案書そしてホームページのほうでお示したつもりでありますし、その中で我々としてもしっかりと審査をしながら進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。

○副議長（外崎浩子君） 二十四番三浦一敏君。

○二十四番（三浦一敏君） その下水道施設を何年にどれぐらいの費用でやるのかっていうようなものだって全く空白なんですよ。だから議案をただ二つだけ出せば、それ通してもらえれば、後でこう埋めていくんだと。駄目ですよそういうの。この契約書をちゃんとしたものにしなくちゃ出す前提が崩れるんですよ。もちろんそれ以外にもいろいろあるよ、県民にも内容が知らされていない、説明不足だとかいろいろあるけれど、やっぱり最小限これはちゃんとした上で議案を提出してお願いすると。そういう前提が崩れているっていうことを言ってるんですよ。知事、おかしいと思わないですか。

○副議長（外崎浩子君） 公営企業管理者櫻井雅之君。

○公営企業管理者（櫻井雅之君） 運営権者からの提案書の中には、当然その施設の改築計画等々についての記述がございます。これからの詰めは、下水道事業は特に補助事

業を使いながらやってまいりますので、我々の補助事業との中でのすり合わせをしながら、より具体的な改築計画を練り上げていくこととなります。ただし、彼らが提案した事業削減額については、先ほども答弁いたしましたとおり契約書の一部になるわけでございます。それが有る意味、彼らと我々の約束事になるわけでございます。それは当然、こういう形で説明をしてきているつもりでございます。ただ御指摘のとおり、詳細な更新計画については確かにこれからでございますけれども、基本的に彼らと私どものいわゆる約束事、そして、県民そして議会のほうに御判断いただくその削減額等についてはお話ししてきたというつもりでございます。なお繰り返しになりますが、決まり次第これらについても議会そして県民のほうに説明してまいりたいというふうに思っております。

○副議長（外崎浩子君） 二十四番三浦一敏君。

○二十四番（三浦一敏君） この議案提出は凄く齟齬がありますよ。あなたたちのほうのやつは説得力ないでしょう。具体的なこういう中身、これだって肝腎要の料金収入を企業局とSPCがどういう割合にするのかっていうのも出さないまま出そうとしてんですよ。ところが実際どうなんですかかって聞かれてその部分だけは何とか出したと。こういう事で後から空白は埋めるから取りあえず議案だけ通してくれと。これは結局、秋に何があるか分かりませんが知事がね、やっぱりもうこの六月にやらなきゃ駄目なんだということ。事務方は無理だって言ってるの、これ埋めるのには結構時間がかかるんだって。だから六月でやってももらえないと困るといふ事でやっぱり知事の号令がそうなってますったのではないかと思うんですが、知事どうですか、反省点はないですか。

○副議長（外崎浩子君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 私まだ十月どうするということは何も決めておりませんが、そういうふうなことで職員に指示をしたことはございません。先ほど言いましたように、四月からスタートするためには、今後厚生労働省の認可を受けなければいけないと。それを同時並行で進めながら、実施契約書のしっかりしたもの締結しなきゃいけないということ、そういうタイムスケジュールから考えますと、この六月議会で運営権の設定を議会で議決いただくというのが非常にスムーズにいくというふうに判断をしたということでございます。おっしゃっている意味はよく分かりますけれども、当然、逐次、

今後この細かい部分につきまして報告をさせていただきますので、どうか三浦議員におかれ
ましても賛成のほうに回っていただきますようお願い申し上げます。